

健康保険被扶養者(異動)届に添付する書類一覧表

添付する書類			居住に関するもの			収入に関するもの							備考欄			
			現況書	世帯全員票	戸籍簿	非課税証明書	雇用契約書(写)	勤務先の給与明細(写)	源泉徴収票(写)	雇用保険1・2写	在学証明書	年金支給通知書(写)及び年金証書		仕送り証明書		
被 保 険 者 の	配偶者		◎		○	○	○		○		○				<p>*現況書について</p> <p>1、配偶者については、事業所編入または加入事業所が吸収合併等により全喪し同日付で他の加入事業所において新規取得する場合等、当健康保険組合内での異動を除き、現況書の提出を必要とする。</p> <p>2、●印表示は、被保険者の加入時において同時に以下の続柄の方を被扶養者の加入申請する場合は現況書の提出は不要とする。</p> <p>(1) 18歳以上の子供が学生(大学生・短期大学生・専門学校生)で、在学証明書添付の場合。</p> <p>(2) 18歳以上の弟妹及び孫が学生(同上)で在学証明書添付の場合。</p> <p>*住民票について</p> <p>(1) 住民票はいずれの場合でも世帯全員の住民票(謄本)で原本とする。(続柄等省略無)</p> <p>*戸籍謄本について</p> <p>(1) 戸籍謄本は、内縁関係の配偶者又は住民票で被保険者との続柄関係が確認できない場合添付する。</p> <p>*雇用保険離職票について</p> <p>(1) 退職して、被扶養者加入申請する際、交付がある場合には、雇用保険離職票1.2の写しを添付し、交付されていない場合は、雇用保険資格喪失確認通知書の写しを添付する。</p> <p>*年金証書等の写しについて</p> <p>(1) 各種年金を受給されている場合は、年金証書の写しと年金振込通知書の写しを添付する。</p> <p>(2) 上記(1)の他に厚生年金基金の老齢年金・労災保険の各種年金及び生活保護・福祉手当等の公的助成を受けている場合、その支払額が明らかになる書類の写しを添付する。</p> <p>*仕送り証明について</p> <p>(1) 直近の3ヵ月の仕送りが明らかになるものを添付する。</p> <p>*母親が扶養する場合の証明書等について</p> <p>(1) 夫婦共同扶養についての通知に基づき母親が子供等を被扶養者とする場合はその父親の収入状況の確認できる非課税証明書・年金証書の写しと年金振込通知書の写しを添付する。</p> <p>(2) 母子家庭にあつては、それを確認できるものを提出する。</p> <p>*その他について</p> <p>(1) 被保険者と被扶養者の姓が異なるときは、続柄関係のわかる住民票又は外国人登録票の写しを提出する。</p> <p>(2) 配偶者が夫の場合は、現況書及び非課税証明書等を添付する。</p> <p>(3) 雇用保険の支給終了後に被扶養者とする場合は、支給終了の記載のある雇用保険受給資格者証の写しを添付する。</p>	
	子	18歳未満	同居				○					○				
			別居					○					○			
	供	18歳以上	同居	●		☆	○			○	☆	○				
			別居	●		☆	○			○	☆	○	◎			
	祖父	60歳未満	同居	◎	◎	◎	○			○		○				
			別居	◎	◎	◎	○			○		○	◎			
	父母	60歳以上	同居	◎	◎	◎	○			○		○				
			別居	◎	◎	◎	○					○	◎			
	弟妹及び孫		同居	●	◎	☆	○			○	☆	○				
			別居	●	◎	☆	○			○	☆	○	◎			
	兄・姉		同居	◎	◎	☆	○			○	☆	○				
			別居	◎	◎	☆	○			○	☆	○	◎			
	その他		同居	◎	◎	☆	○			○	☆	○				
別居			◎	◎	☆	○			○	☆	○	◎				
配偶者の	父母	同居	◎	◎	◎	○			○		○					
	兄弟・姉妹	同居	◎	◎	☆	○			○	☆	○					
	その他	同居	◎	◎	☆	○			○	☆	○					

※一覧表で添付書類の表示がない場合でも確認のため証明書等を提出していただくことがありますのでご了承ください。